



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年8月12日金曜日 第1684号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県職場適応訓練委託規則及び愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則..... 823

告 示

- 一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び一部事務組合の規約の変更の許可..... 823
- 一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び一部事務組合の規約の変更の許可（3件）..... 824
- 救急病院の撤回..... 824
- 救急病院の協力申出..... 824
- 保安林の指定の解除..... 825
- 漁業の免許..... 825
- 公有水面埋立工事のしゅん功認可..... 825
- 開発行為に関する工事の完了..... 826

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（2件）..... 826

正 誤

- 平成17年4月26日付け第1653号付録中..... 826
- 平成17年1月14日付け第1624号愛媛県公安委員会告示第1号（指定講習機関の公示事項の変更）中..... 827
- 平成17年1月14日付け第1624号愛媛県公安委員会告示第2号（運転免許取得者教育を行う者の公示事項の変更）中..... 827

規 則

○愛媛県規則第62号

愛媛県職場適応訓練委託規則及び愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年8月12日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県職場適応訓練委託規則及び愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

（愛媛県職場適応訓練委託規則の一部改正）

第1条 愛媛県職場適応訓練委託規則（昭和39年愛媛県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第4号中「、経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第35号）附則第2条第1項の規定によりその効力を有するものとされる旧特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和58年法律第39号）第13条若しくは第14条」を削り、「、第4条第1項、第8条若しくは第9条」を「若しくは第4条第1項」に改める。

様式第1号の表指示に関する事項指示の種類欄中「、特定不況業種離職者」を削る。

（愛媛県訓練手当支給規則の一部改正）

第2条 愛媛県訓練手当支給規則（昭和41年愛媛県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第16号を削る。

様式第1号中「第12号 旧第13号」を「第12号」に、

雇用対策法施行規則附則	雇用対策法施行規則附則第2条第1項
第2条第1項	第2号
第7条第1項	
第2号	第2号

「(6) 駐留軍離職者等臨時措置法・炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法該当者の有無」を「有（駐・炭）無」に

「(6) 駐留軍離職者等臨時措置法該当者の有無」を「有・無」に

改め、同様式注を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際現に第1条の規定による改正前の愛媛県職場適応訓練委託規則様式第1号の規定により提出されている書類又は第2条の規定による改正前の愛媛県訓練手当支給規則様式第1号の規定により提出されている書類は、第1条の規定による改正後の愛媛県職場適応訓練委託規則様式第1号の規定により提出されている書類又は第2条の規定による改正後の愛媛県訓練手当支給規則様式第1号の規定により提出されている書類とみなす。

3 この規則施行の際現にある第1条の規定による改正前の愛媛県職場適応訓練委託規則様式第1号及び第2条の規定による改正前の愛媛県訓練手当支給規則様式第1号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

告 示

○愛媛県告示第1532号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年8月12日

愛媛県知事 加戸守行

1 増減等の内容

(1) 増減内容

組合を組織する地方公共団体のうち、吉田町、三間町

及び津島町が宇和島市と合併し宇和島市となることに伴い、平成17年7月31日をもって吉田町、三間町及び津島町を愛媛県市町総合事務組合から脱退させる。

(2) 規約の変更事項

組合を組織する地方公共団体から吉田町、三間町及び津島町を削るなど、所要の変更を行う。

2 増減等の年月日

(1) 増減年月日

平成17年 7月31日

(2) 規約の変更年月日

平成17年 8月 1日

3 増減等の許可年月日

平成17年 7月29日

○愛媛県告示第1533号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり南予水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年 8月12日

愛媛県知事 加戸守行

1 減少等の内容

(1) 減少内容

南予水道企業団（以下「企業団」という。）を組織する地方公共団体のうち、宇和島市、吉田町及び三間町が、津島町と合併し宇和島市となることに伴い、平成17年8月1日から企業団を宇和島市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、企業団を組織する地方公共団体の数を減少させる。

(2) 変更事項

企業団を組織する地方公共団体から吉田町及び三間町を削るなど、所要の変更を行う。

2 減少等の年月日

平成17年 8月 1日

3 減少等の許可年月日

平成17年 7月29日

○愛媛県告示第1534号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり津島水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年 8月12日

愛媛県知事 加戸守行

1 減少等の内容

(1) 減少内容

津島水道企業団（以下「企業団」という。）を組織する地方公共団体のうち宇和島市及び津島町が、吉田町及び三間町と合併し宇和島市となることに伴い、平成17年8月1日から企業団を宇和島市及び他の地方公共団体が

組織する一部事務組合とするため、企業団を組織する地方公共団体の数を減少させる。

(2) 変更事項

企業団を組織する地方公共団体から津島町を削るなど、所要の変更を行う。

2 減少等の年月日

平成17年 8月 1日

3 減少等の許可年月日

平成17年 7月29日

○愛媛県告示第1535号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり宇和島地区広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年 8月12日

愛媛県知事 加戸守行

1 減少等の内容

(1) 減少内容

組合を組織する地方公共団体のうち、宇和島市、吉田町、三間町及び津島町が合併し、宇和島市となることに伴い、平成17年8月1日から組合を宇和島市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。

(2) 変更事項

組合を組織する地方公共団体から吉田町、三間町及び津島町を削るなど、所要の変更を行う。

2 減少等の年月日

平成17年 8月 1日

3 減少等の許可年月日

平成17年 7月29日

○愛媛県告示第1536号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。

平成17年 8月12日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名
市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	平成17年7月31日における宇和島市
町立吉田総合病院	北宇和郡吉田町大字北小路甲217番地	吉 田 町

○愛媛県告示第1537号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成17年 8月12日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	宇和島市	平成20年7月31日まで
宇和島市立吉田病院	宇和島市吉田町北小路甲217番地		

により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年 8月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
今治市玉川町木地字コマンコエ辛 8 の 8
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1538号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条の 2 第 2 項の規定

○愛媛県告示第1539号

漁業法（昭和24年法律第 267 号）第10条の規定に基づき、平成17年 8月 1 日次のように区画漁業を免許した。

平成17年 8月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

免許番号	漁 業 権 者 の 住 所 及 び 氏 名	免 許 の 内 容	漁 業 権 の 存 続 期 間
字区第247号	宇和島市戸島2218番地 戸島漁業協同組合 外 1 名	平成17年 4月 8 日愛媛県告示第840号のとおり	平成17年 8月 1 日から平成26年 3月31日まで
字特区第384号	宇和島市下波3048番地 下波漁業協同組合	〃	平成17年 8月 1 日から平成21年 3月31日まで
字特区第385号	〃	〃	〃
字特区第386号	〃	〃	〃
字特区第387号	〃	〃	〃

○愛媛県告示第1540号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第 1 項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第 3 項に規定する図書は、愛南町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年 8月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛南町

南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

代表者 愛南町長 谷口 長治

南宇和郡愛南町城辺甲4179番地 2

- 2 埋立区域

- (1) 位置

南宇和郡愛南町魚神山 543 番 3 から同 241 番 5 に至る地先公有水面

- (2) 区域

次の 1 点から 9 点までを順次直線で結んだ線並びに 9 点と 1 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L+2.10メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（南宇和郡愛南町魚神山 543 番 3 地先の 2 号防波堤に設置された金属鈎）は、北緯33度03分15秒、東経 1

32度24分29秒の地点

1 点は、基点から真北 254 度45分37秒 54.26 メートルの地点

2 点は、1 点から真北98度04分05秒 17.66 メートルの地点

3 点は、2 点から真北 211 度50分15秒 10.28 メートルの地点

4 点は、3 点から真北 301 度50分15秒0.60メートルの地点

5 点は、4 点から真北 211 度50分15秒1.00メートルの地点

6 点は、5 点から真北 301 度50分15秒4.00メートルの地点

7 点は、6 点から真北 211 度50分15秒115.90メートルの地点

8 点は、7 点から真北 121 度50分15秒4.00メートルの地点

9 点は、8 点から真北 211 度50分15秒2.63メートルの地点

- (3) 面積

2,745.07平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成16年 3月15日 愛媛県指令15港第 338 号

- 4 しゅん功認可年月日

平成17年 8月12日

○愛媛県告示第1541号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年 8月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17西建管第537号 平成17年 7月22日	西条市玉津字西新開233番 2	松山市勝山町二丁目 4 番地 7 株式会社ミツワ都市開発 代表取締役 佐 伯 教 義
17四土（開）第11号 平成17年 7月25日	四国中央市上分町字金澤1184番 1、1187番 2、1188番 2、1189番 1、1189番 2、1190番、1191番、1192番 1、1223番 2、1223番11、1224番、1237番 3、1251番 1、1526番、1527番、1528番、1529番及び1530番	四国中央市金生町下分350番地 星高製紙株式会社 代表取締役 星 川 修

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年 8月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年 8月 1日	特定非営利活動法人 西条スポーツ・文化支援協会	小 林 義 明	愛媛県西条市ひうち 1 番地の16	この法人は、西条市民が、いつでも、どこでも、いつまでも、それぞれの年齢や技術・興味、目的に応じてスポーツ・文化・芸術に親しむことのできる社会の実現に向けて、市と家庭、学校、地域の連携をとりながら、スポーツ・文化・芸術を通して「明るく豊かな社会生活環境」を整えるための支援を行う。 加えて、合併によって増えた公共施設を、これまで以上に活用することによって、施設の活性化も推進し、市民の健康増進に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年 8月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年 8月 1日	特定非営利活動法人 eワーク愛媛	難波江 任	愛媛県新居浜市北内町三丁目12番25号	この法人は、障害者や中高齢者、若年者（特にフリーター、ニート、新卒者）、女性などの求職者を対象とした、就業能力の向上やスキルアップのためのトレーニング、就職支援、求人開拓、一般企業への啓蒙・提案活動、職業紹介、労働者派遣、雇用確保のための業務請負などを行い、障害者の自立支援、中高齢者福祉の増進、若年者への社会教育の推進、障害者差別や年齢・性別による就職差別からの人権擁護、男女共同参画社会の形成促進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

正 誤

○正 誤

平成17年 4月26日付け第1653号付録中

5 ページ訓令の部に次のように加える。

11 2 えひめブランド推進班規程.....（農産園芸課） 4 .1号外 4 1

○正 誤

平成17年 1月14日付け第1624号愛媛県公安委員会告示第1号（指定講習機関の公示事項の変更）中

ページ	箇所	誤	正
45	上から1行目	愛媛県公安委員会 第1号	愛媛県公安委員会 告示第1号

○正 誤

平成17年 1月14日付け第1624号愛媛県公安委員会告示第2号（運転免許取得者教育を行う者の公示事項の変更）中

ページ	箇所	誤	正
45	上から1行目	愛媛県公安委員会 第2号	愛媛県公安委員会 告示第2号

